

汚泥再生処理センター整備工事  
公募型プロポーザル募集要項

令和6年12月

泉北環境整備施設組合



# 目 次

1 本工事の概要	1
(1) 本工事の趣旨	1
(2) 発注者	1
(3) 施設の概要	1
(4) 発注方式	1
(5) 契約期間	2
(6) 見積限度額	2
(7) 工事の範囲	2
(8) 業務分担	3
(9) リスク分担（案）	3
2 事業者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項	6
(1) 募集及び選定方法	6
(2) 契約締結までの流れ	6
(3) 募集及び選定のスケジュール	7
(4) 募集手続き等	8
(5) プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件	12
(6) 優先交渉権者等の選定	15
(7) 提示条件	16
3 失格条件	17
4 その他の本工事の実施に必要な事項	17
(1) 情報の公表	17
(2) 担当窓口	17

## 1 本工事の概要

### (1) 本工事の趣旨

泉北環境整備施設組合（以下「組合」という。）は昭和 62 年より第 1 事業所（以下「本施設」という。）の供用を開始し、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町から搬入されるし尿・浄化槽汚泥を処理してきた。処理の安定化や施設の老朽化等に対処するために、増築・改造や更新工事を行ってきたが、更新工事から 37 年が経過し、経年劣化による設備の老朽化の進行に加え、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が減少しており、適正処理の継続のために整備が必要な状況である。

本組合では、施設の老朽化に伴う適正処理への対応、維持管理費の削減及びし尿及び浄化槽汚泥処理における未活用資源の回収・再資源化に対応するため、本施設の建築物、水槽等を活用し下水道放流へ切り替えて「汚泥再生処理センター」にリニューアル（改造・改修）する工事を実施する。

また、施設整備にあたっては、資源化方式に汚泥の助燃剤化及びリン回収又は堆肥化によるマテリアルリサイクル技術を採用することで、循環型社会の形成に取り組み、二酸化炭素排出量の削減にも寄与する考えである。

汚泥再生処理センター整備工事（以下「本工事」という。）は、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、価格のみでなく技術的に最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

この公募型プロポーザル募集要項は、本工事を実施するにあたり、公募型プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）を対象に配付するものであり、プロポーザルに参加することを希望する者（以下「プロポーザル参加希望者」という。）が、プロポーザル条件を遵守しプロポーザル手続きを行うために定めるものである。

なお、公募型プロポーザル募集要項とあわせて公表する「発注仕様書」、「提案様式集」、「優先交渉権者決定基準書」は、本書と一体のもの（以下「募集要項」という。）である。

### (2) 発注者

泉北環境整備施設組合 管理者 辻 宏康

### (3) 施設の概要

- ・施設名称：汚泥再生処理センター
- ・住所：大阪府泉大津市汐見町 98 番 5
- ・敷地面積：8,642.22 m<sup>2</sup>
- ・計画処理量：86k1/日（し尿 47k1/日、浄化槽汚泥：39k1/日）、生ごみ：150kg/日

### (4) 発注方式

本工事の発注方式は、設計・施工一括発注方式（性能発注方式）とする。

**(5) 契約期間**

本工事の契約期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとする。

**(6) 見積限度額**

2,229,090,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない額）

**(7) 工事の範囲**

工事範囲は以下のとおりとする。また、各項目について、工事に伴う設計業務を含むものとする。

**1) 機械設備工事**

- ア 受入・貯留設備
- イ 前脱水（資源化）設備
- ウ 希釈放流設備
- エ 脱臭設備
- オ 給排水設備
- カ 資源化設備

**2) 配管工事**

- ア し尿系統配管工事
- イ 汚水系統配管工事
- ウ 汚泥系統配管工事
- エ 空気系統配管工事
- オ 薬品系統配管工事
- カ 給水系統配管工事
- キ 排水系統配管工事
- ク 臭気系統配管工事
- ケ その他（埋設管等）配管工事

**3) 電気・計装工事**

**内訳**

- ア 受変電設備
- イ 動力制御盤・操作・表示盤設備
- ウ 高圧引込線工事
- エ 動力配線工事
- オ 計装機器
- カ データログ設備及びテレビ監視装置（ITV）

**4) 土木・建築工事**

- ア 塗装工事
- イ 建物屋根補修工事
- ウ 建物構造物補修工事

- エ シャッター工事
- オ 投入前処理棟工事
- カ 機械室設置工事
- キ 建築物一部解体復旧工事
- ク 防食工事
- ケ サイン工事
- コ 薬品タンク工事
- サ 放流水配管工事
- シ 接続人孔工事
- ス テレビアンテナ復旧工事

**5) 浚渫・清掃工事**

**6) 仮設工事**

**7) 撤去工事**

**(8) 業務分担**

本工事等に係る業務分担は表1のとおりである。

**(9) リスク分担(案)**

本工事等に係るリスク分担(案)は表2のとおりである。

表1 業務分担表

(○:主、△:副)

業務区分	業務内容	分担		備考
		本組合	事業者	
計画管理	施設整備全体に関する計画、管理	○		
施設整備に係る許認可手続き	施設整備に関する許認可手続き	○	△	副分担は資料作成等の補助を行う。
	交付金等の申請	○	△	副分担は資料作成等の補助を行う。
	開発関係	○	△	副分担は資料作成等の補助を行う。
住民対応	住民説明会等の対応	○	△	副分担は資料作成等の補助等、必要に応じた対応を行う。
設計	設計に係る許認可手続き	△	○	副分担は連絡等の補助を行う。
	実施設計		○	
	設計監理	○		
建設	工事に係る許認可手続き	△	○	副分担は連絡等の補助を行う。
	施工		○	
	施工管理		○	
	工事監理	○		建築士法に関する工事監理は事業者が行う。
試運転、性能試験	放流水質、汚泥等の性状		○	
	施設に配置する人員確保	○		
	前項以外の用役費等の試運転・性能試験に必要なすべての経費		○	
施設全体管理	施設設置者としての施設管理	○		
	工事現場に係る管理		○	
施設運営	引渡後の施設運営	○		

表2 リスク分担表（案）

（○：主）

リスク項目	概 要	分 担		
		本組合	事業者	
共 通	募集資料リスク	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	契約締結リスク	議会を含む本組合の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○	
		事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○
	法令変更リスク	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		上記以外の場合のもの		○
	許認可リスク	本組合が取得すべき許認可取得の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可取得の遅延に関するもの		○
	交付金等リスク	事業者の事由により予定していた交付金額等が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの		○
		その他の事由により予定していた交付金額等が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの	○	
	資金調達リスク	本組合の事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
		事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	物価変動リスク	本組合負担分に係る物価変動に関するもの	○	
		事業者負担分に係る物価変動に関するもの		○
	応募コスト	応募費用に関するもの		○
事故リスク	設計・建設において発生する事故に関するもの		○	
不可抗力リスク	天災等の不可抗力により事業費の増大、計画遅延、中止等に関するもの	○		
債務不履行リスク	本組合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行に関するもの	○		
	事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行に関するもの		○	
住民対応リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合に関するもの		○	
	上記以外に関するもの	○		
第三者賠償リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合に関するもの		○	
	上記以外に関するもの	○		
環境保全リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合に関するもの		○	
	上記以外に関するもの	○		
設 計 段 階	設計変更リスク	本組合の指示並びに提示条件の不備や変更による設計費用の増大及び計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備や変更による設計費用の増大及び計画遅延に関するもの		○
	調査リスク	本組合が実施した調査に関するもの	○	
		事業者が実施した調査に関するもの		○
建 設 段 階	建設着工遅延リスク	本組合の指示並びに提示条件の不備や変更による工事着工遅延に関するもの	○	
		上記以外に関するもの		○
建 設 段 階	工事費増大リスク	本組合の指示並びに提示条件の不備や変更による工事費用の増大に関するもの	○	
		上記以外に関するもの		○
	工事遅延リスク	本組合の指示並びに提示条件の不備や変更による工事遅延及び未完工による施設の供用開始遅延に関するもの	○	
		上記以外に関するもの		○
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○	
試 運 転 ・ 性 能 試 験 リ スク	試運転・性能試験(事業者実施)に要する廃棄物の供給等に関するもの	○		
		試運転・性能試験(事業者実施)の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○

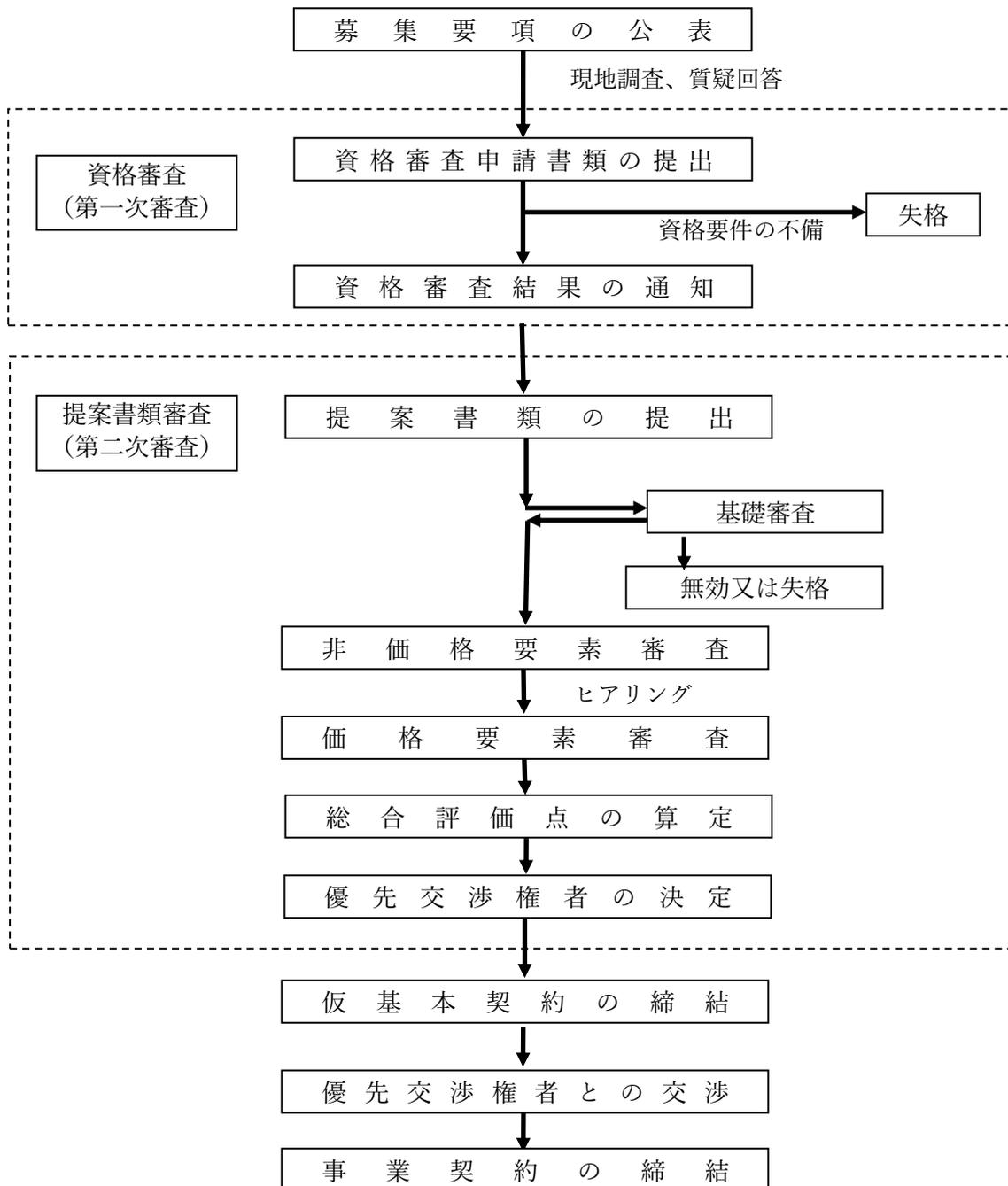
## 2 事業者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項

### (1) 募集及び選定方法

募集及び選定にあたっては、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、本工事に係る対価及び技術提案書の提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。事業者の審査は、泉北環境整備施設組合汚泥再生処理センター整備工事事業者選定委員会（以下「選定委員会」とする。）における審査の結果、最も高い得点を得た事業者を受託候補者とし、次点の事業者を次点受託候補者とする。

### (2) 契約締結までの流れ

募集要項の公表から契約締結に至るまでの流れは、以下のとおりである。



(3) 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね表3のとおりとする。

表3 募集及び選定のスケジュール

	日 程	内 容
令和 6 年	12月9日(仮)	プロポーザル公告、募集要項の公表
	12月9日～12日	現地調査の受付
	12月16日～18日	現地調査
	12月9日～13日	資格審査に関する質問の受付
	12月20日	資格審査に関する質問への回答の公表
	12月9日～26日	資格審査申請書類の受付(第一次審査)
	1月10日	資格審査結果の通知
	1月10日～17日	入札公告資料に関する質問の受付
	1月29日	入札公告資料に関する質問への回答の公表
	2月25日	技術提案書類の受付(第二次審査)
	2月25日～3月7日	基礎審査
	3月上旬	基礎審査に関する疑義及び是正指示
	3月下旬	提案者ヒアリング(非価格要素審査)
	3月下旬	開札(価格要素審査)
	3月下旬	優先交渉権者の決定、公表
	4月中旬	仮基本契約の締結
	4月下旬	契約内容の交渉
	5月下旬	議会議決後、本契約締結

#### (4) 募集手続き等

##### 1) 現地調査

本組合は、プロポーザル参加希望者に対して現地調査を許可する。

○提出方法：「提案様式集」の「現地調査申請書（様式 1-1）」に、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「現地調査申請」と明記すること。

○提出先：「担当窓口」

○提出期限：令和6年12月12日（木）午後5時必着のこと

○現地調査：現地調査は、令和6年12月16日（月）～12月18日（水）（午前9時～午後4時（正午～午後1時までの時間を除く））に行う予定とするが、事業者が行う日時は別途本組合が通知する。また、調査は担当者の指示に従い、質問は一切受け付けない。

##### 2) 資格審査に関する質問の受付

募集要項に記載された資格審査に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

○提出方法：「提案様式集」の「資格審査に関する質問書（様式 1-2）」に、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「資格審査に関する質問」と明記すること。

○提出先：「担当窓口」

○提出期間：令和6年12月9日（月）～12月13日（金）午後5時必着のこと

なお、質問の提出を行った事業者に対して質問内容に関するヒアリングを実施する場合もある。

##### 3) 資格審査に関する質問への回答の公表

資格審査に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年12月20日（金）を目途に公表するが、個別に回答は行わないものとする。

なお、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。

○回答方法：組合ホームページに掲載する。

##### 4) 入札公告資料に関する質問の受付

入札公告資料に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

○提出方法：「提案様式集」の「入札公告資料に関する質問書（様式 1-3）」に、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「入札公告資料に関する質問」と明記すること。

○提出先：「担当窓口」

○提出期間：令和7年1月10日（金）～1月17日（金）午後5時必着のこと  
なお、質問の提出を行った事業者に対して質問内容に関するヒアリングを実施する場合もある。

## 5) 入札公告資料に関する質問への回答の公表

入札公告資料に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年1月29日（水）を目途に公表するが、個別に回答は行わないものとする。

なお、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。

○回答方法：組合ホームページに掲載する。

## 6) 資格審査申請書類の受付（第一次審査）及び参加資格審査結果の通知

プロポーザル参加希望者は、本事業に関するプロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格審査に必要な書類を提出すること。

なお、提出書類の作成については、「提案様式集」に従うこと。

○提出方法：「提案様式集」に従って、「第一次審査（プロポーザル参加資格審査）に関する提出書類」を作成し、提出すること。また封筒の表に「泉北環境整備施設組合 汚泥再生処理センター整備工事に係る第一次審査（プロポーザル参加資格審査）書類在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。

○提出部数：「提案様式集」1作成要領を参照のこと。

○提出先：「担当窓口」

○提出期間：令和6年12月9日（月）～12月26日（木）まで  
期間中の土/日/祝日を除く、午前9時～午後5時  
（正午～午後1時までの時間を除く）

※持参する場合は、事前に電話連絡してから来庁すること。

なお、郵送する場合は、令和6年12月26日（木）午後5時必着のこと。

プロポーザル参加資格審査の結果は、すべてのプロポーザル参加希望者に、プロポーザル参加資格確認書をメールにより令和7年1月10日（金）を目途に通知する。なお、プロポーザル参加資格審査を通過しなかったプロポーザル参加希望者は、本組合に対してその理由について、次のとおり、書面により説明を求めることができる。

○提出方法：書面により説明要求書（任意様式）を提出すること。また封筒の表に「泉北環境整備施設組合 汚泥再生処理センター整備工事に係る説明要求書在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。

○提出先：「担当窓口」

○提出期間：令和7年1月10日（金）～1月17日（金）まで  
期間中の土/日/祝日を除く、午前9時～午後5時  
（正午～午後1時までの時間を除く）

※持参する場合は、事前に電話連絡してから来庁すること。

なお、郵送する場合は、令和7年1月17日（金）午後5時必着のこと。

## 7) プロポーザルの辞退

プロポーザル参加資格確認書を送付されたプロポーザル参加者が、プロポーザルを辞退する場合は、「提案様式集」の「プロポーザル辞退書（様式 2-7）」を次のとおり提出すること。

○提出方法：「提案様式集」の「プロポーザル辞退書（様式 2-7）」に、必要事項を記入の上、提出すること。また封筒の表に「泉北環境整備施設組合 汚泥再生処理センター整備工事に係るプロポーザル辞退書在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。

○提出先：「担当窓口」

○提出期間：令和7年1月10日（金）～2月25日（火）まで  
期間中の土/日/祝日を除く、午前9時～午後5時  
（正午～午後1時までの時間を除く）

※持参する場合は、事前に電話連絡してから来庁すること。

なお、郵送する場合は、令和7年2月25日（火）午後5時必着のこと。

## 8) 技術提案書類の受付（第二次審査）

プロポーザル参加資格審査通過者に対し、募集要項に基づき本工事に関する計画内容を記載した技術提案書類及び見積書の提出を求める。

なお、技術提案書類及び見積書の提出書類の作成については、「提案様式集」に従うこと。

○提出方法：「提案様式集」に従って、「第二次審査（技術提案書類審査）に関する提出書類」を作成し、提出すること。また封筒の表に「泉北環境整備施設組合 汚泥再生処理センター整備工事に係る第二次審査（技術提案書類審査）書類在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。

○提出部数：「提案様式集」 1 作成要領 を参照のこと。

○提出先：「担当窓口」

○提出期間：令和7年1月10日（金）～2月25日（火）まで  
期間中の土/日/祝日を除く、午前9時～午後5時  
（正午～午後1時までの時間を除く）

※持参する場合は、事前に電話連絡してから来庁すること。

なお、郵送する場合は、令和7年2月25日（火）午後5時必着のこと。

## 9) 提案者ヒアリング

技術提案書類を提出したプロポーザル参加者に対して、提出された提案書類の内容に関するヒアリングを実施する。ヒアリングは特別な理由なく応じられない場合は、プロポーザル参加資格を取り消すものとする。なお、ヒアリングは質疑回答のみ（30～60分程度を予定）とし、事前にプレゼンテーションを記録したDVD-R及びパワーポイント資料を提出すること。

ヒアリングの実施日は令和7年3月下旬とし、時間・場所・資料の提出期限については、別途本組合が指定する。

## (5) プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件

### 1) プロポーザル参加者の参加資格

プロポーザル参加者は、参加表明書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

#### ア 参加者の構成

プロポーザル参加者は、単独企業とする。

#### イ 参加者の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び泉大津市、和泉市、高石市並びに組合の財務規則の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。
- ② 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更正手続開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りなどにより取引停止になっているとき等。ただし、本組合管理者が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。
- ③ 本件に係る公告日から受託業者の決定までの間に、大阪府及び泉大津市、和泉市、高石市並びに組合のいずれか 1 つ以上の一般競争入札参加停止、指名停止等の措置を受けていないこと。
- ④ 本組合の発注支援業務等を受託している者と資本面あるいは人事面において関連がある者でないこと。また、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、またはその出資の総額の 100 分の 20 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。なお、本工事において発注支援業務等を行う者は、以下のとおりである。
  - ・株式会社 日産技術コンサルタント
- ⑤ 泉北環境整備施設組合契約における暴力団等の排除措置に関する規則（平成 25 年泉北環境整備施設組合規則第 1 号。以下「措置規則」という。）に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は措置規則別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。（別添書類 1）
- ⑥ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者でないこと。
- ⑦ 泉大津市、和泉市、高石市及び組合のいずれか 1 つ以上の入札参加資格者名簿（最新版）の「機械器具設置工事」又は「清掃施設工事」に登録されていること。ただし、登録を受けていない企業であっても、参加表明書の提出期限までに組合へ参加資格認定に係る資料を提出して参加資格認定に係る申請を行い、認定された者は要件を満たしているものとして取り扱う。参加資格認定に係る資料は組合指定のものとし、登録申請又は認定に係る申請時に提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑧ 法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、「機械器具設置工事」又は「清掃施設工事」について、同法第 15 条に基づく特定建設業の許可を受けていること。

- ⑨ 「機械器具設置工事」又は「清掃施設工事」について、法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、800 点以上であること。（参加表明書の提出日に有効期限内であること。）
- ⑩ 官公庁（一部事務組合、広域連合等を含む。）発注の汚泥再生処理センターの受注実績を有していること。なお、当該実績は、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。また、共同企業体としての工事实績については、代表企業としての実績に限る。
- ⑪ 法の規定による主任技術者又は監理技術者を、工事着手届の提出後、専任かつ常駐で配置すること。なお、配置する主任技術者又は監理技術者については、プロポーザル参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ⑫ 主任技術者又は監理技術者は、法第 7 条第 1 号又は第 15 条第 1 号の規定による経營業務の管理責任者及び法第 7 条第 2 号又は第 15 条第 2 号の規定による営業所の専任技術者でないものであること。

## 2) 参加表明書の受付日以降の取扱い

プロポーザル参加資格を有すると認められたプロポーザル参加者が、参加表明書の受付日以降にプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 参加表明書の受付日から優先交渉権者決定日までの間に、プロポーザル参加者の構成企業にプロポーザル参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該プロポーザル参加者は原則として失格とする。
- イ 優先交渉権者決定日の翌日から契約の締結にかかる議会の議決日までの間に、優先交渉権者がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、本組合は優先交渉権者と契約を締結しない場合がある。この場合において、本組合は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

## 3) 提出書類の取扱い、著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

### ア 著作権

本工事に関する提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、本工事の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、本組合は提案書の一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案については、本工事の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

### イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。ただし、本組合が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、プロポーザル参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、本組合が費用を負担する。

## 4) 本組合からの提示資料の取扱い

本組合が提供する資料は、プロポーザル参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

## 5) プロポーザル参加者の複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、1つの提案しか行うことができない。

## 6) 使用言語及び単位、時刻

プロポーザル参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## (6) 優先交渉権者等の選定

### 1) 優先交渉権者等の選定方法

優先交渉権者及び次点優先交渉権者候補者（以下「優先交渉権者等」という。）の選定方法は、各プロポーザル参加者からの本工事の実施に係る対価（以下「見積価格」という。）のほか、技術提案書類の提案内容等について総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合であっても、技術評価点（満点：70点）が60%以上と評価される場合については、公募型プロポーザルは成立するものとする。

\*次点優先交渉権者候補者：公募型プロポーザル方式において、優先交渉権者となったプロポーザル参加者の次に総合評価点が高かった者。

### 2) 事業者選定委員会の設置

本組合は、提案内容の審査に関して、公平性、競争性及び透明性を確保したうえで、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、外部有識者を含めて構成される泉北環境整備施設組合 汚泥再生処理センター整備工事事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置している。

### 3) 審査の内容

#### ア 審査の内容

選定委員会において、優先交渉権者決定基準書に基づき、見積価格及び技術提案書類を総合的に評価し、優先交渉権者等として選定する。

#### イ 審査事項

審査項目は、「優先交渉権者決定基準書」を参照すること。

#### ウ 優先交渉権者等の決定

本組合は、選定委員会による優先交渉権者等の選定の答申を踏まえ、優先交渉権者等を決定する。

#### エ 審査結果及び評価公表

##### ①優先交渉権者の公表

本組合が優先交渉権者等を決定した場合は、全てのプロポーザル参加者に対して当該プロポーザル参加者の合否について通知するとともに、「審査講評」、「プロポーザル参加者」、「優先交渉権者等」を組合ホームページにおいて公表する。

##### ②審査結果の無効

プロポーザル参加資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が優先交渉権者等となった場合には、その審査結果は無効とする。

##### ③苦情の申立て

プロポーザル参加者は、審査結果について次のとおり、書面により説明を求めることができる。

○提出方法：書面により説明要求書（任意様式）を提出すること。また封筒の表に「泉北環境整備施設組合 汚泥再生処理センター整備工事に係る説明要求書在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。

○提出先：「担当窓口」

○提出期間：審査結果についての説明を求める場合には、審査結果を通知した日の翌日から起算して 10 日以内（期間中の土/日/祝日を除く、午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時までの時間を除く。))。

※持参する場合は、事前に電話連絡してから来庁すること。

オ 事務局

選定委員会の事務局は、次のとおりとする。

・泉北環境整備施設組合 環境部 資源循環型社会推進課

## （7）提示条件

### 1) 請負契約の締結等

ア 予想されるリスクと責任分担

施設の設計及び建設に係る責任は、受注者が負うものとし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合が責任を負う。ただし、その責任の所在が明らかでない場合は、本組合と受注者が協議の上、決定する。

なお、責任分担の具体的内容については、工事請負契約で定める。

イ 請負契約の締結

本組合は、優先交渉権者とプロポーザル公告時に公表する募集要項に基づき請負契約に関する協議を行い、令和 7 年 4 月に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は本組合議会における議決を経て本契約となる。本組合議会における議決は、令和 7 年 5 月下旬頃を予定している。

#### ①契約手続

優先交渉権者と業務の詳細内容の協議を行い、協議が成立した場合には当該優先交渉権者と覚書を締結する。ただし、契約締結までの間において、優先交渉権者が「3 失格条件」に該当した場合、又は協議が整わない場合や事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、次点優先交渉権者候補者を優先交渉権者に繰り上げるものとする。その場合、募集要項における「優先交渉権者」に対する各規定は全て「次点優先交渉権者候補者」に読み替えて、各規定を適用する。

②契約の締結にあたっては、措置規則（様式第 1 号）を提出すること。

#### ③契約保証金

契約の締結にあたっては、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約の保証を必要とする。ただし、泉大津市、和泉市、高石市及び組合の財務規則に掲げる規定の場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除とする。

ウ プロポーザル参加に伴う費用負担

プロポーザル参加者のプロポーザル参加にかかる費用については、全てプロポーザル参加者の負担とする。

### 3 失格条件

プロポーザル参加者が、請負契約を締結するまでの間に、次に掲げる事由に該当した場合は、参加資格及び優先交渉権者の決定を取り消す。

ア 定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

エ 許容された表現方法以外の方法が用いられているとき。

オ 虚偽の内容が記載されているとき。

カ 審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。

キ その他、本募集要項に違反すると認められるとき。

ク 参加資格確認日から組合との契約締結までの間に参加資格を喪失したとき。

ケ 見積限度額を超える金額で見積書を提出したとき。

### 4 その他の本工事の実施に必要な事項

#### (1) 情報の公表

今後の公表資料等については、基本的に組合ホームページにおいて行うものとする。

#### (2) 担当窓口

本工事の担当窓口は下記のとおりである。

泉北環境整備施設組合 環境部 資源循環型社会推進課

住 所：〒594-0001 大阪府和泉市舞町 87 番地

T E L：0725-41-2030

F A X：0725-41-2115

E-mail：odei-shinsakai@helen.ocn.ne.jp